

最高裁秘書第146号

平成31年1月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年12月17日付け（同月19日受付，最高裁秘書第5348号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
 - (1) 71期司法修習生のうち，戒告処分を受けた人の数分かる文書
 - (2) 71期司法修習生のうち，修習の停止処分を受けた人の数分かる文書
 - (3) 71期司法修習生のうち，罷免処分を受けた人の数分かる文書（罷免事由別の人数分かる文書を含む。）
- 2 開示しないこととした理由
 - 1の各文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）